

# 住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

## 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

### 給付金の支給時期

交野市が確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月～12月の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます（要返送）  
※一部申請が必要な場合があります。

令和4年9月30日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

**申請が必要です**

申請期限：令和5年2月10日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

※交野市：給付金推進室に直接問い合わせ、または  
ホームページから書類をダウンロードしてください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から交野市にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、交野市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。 **提出期限：令和5年2月10日（金）**
- 中身を確認して、交野市に**返信してください。**

【確認事項】  
①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか  
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと  
③住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと



**世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記の交野市窓口に、郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。住民税非課税となる年間給与収入の目安は、交野市の場合、単身の場合では100万円以下、母・子(1人)の場合では156万円以下です。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる書類等の添付書類とともに下記の交野市窓口に、郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ・書類の郵送提出先

**交野市役所/臨時特別給付金推進室**

**0120-092-191**

受付時間 平日 9:00~17:30 (土・日・祝日を除く)

**【郵送提出先】**

〒576-8790 交野市私部1丁目1番1号  
臨時特別給付金推進室

※新型コロナウイルスの密による感染を避けるため、原則、郵送での提出としています。